

南砺都市計画区域マスタープラン(案)に対する意見の概要と意見に対する県の考え方

1. 住民説明会での意見について 2名の方からいただきました。

番号	発言者	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	1	水災害からの安全を守るためには、流域治水もさることながら、河川整備も重要と考える。 小矢部川の浚渫など河道整備を進めてほしい。	都市計画区域マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な整備手法を記載することは困難ですが、P8 の基本理念 ○安全で安心して暮らせる都市づくり「土地利用も含めたハード・ソフト両面からの一体的な取り組みを進める」ことを明記しました。 また、そういったことの実現のため、P9<都市づくりの基本的方向>として、「河川の施設整備の推進」や「災害リスクの高い区域における市街化や新規立地の抑制をはじめとした防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進」を明記しました。
2	2	石川県金沢地域との広域的な交流を活性化させるため、県道金沢湯涌福光線の整備は検討しているか。	都市計画区域マスタープランは都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な整備手法を記載することは困難ですが、P9 の基本理念 ○広域的な交流・連携を支える都市づくりの実現のため、<都市づくりの基本的方向>として「市町村間の連絡を強化する幹線道路など、県内道路網の体系的な整備の推進」を明記しました。 また、P21 の2-1)交通施設の都市計画の決定の方針の②主要な施設の配置の方針において、周辺市町村との連携を強化する主要幹線道路として、「一般国道 156 号、一般国道 304 号、県道砺波福光線、県道井波城端線、県道金沢井波線などを配置し、都市間連携の強化を図る。」と明記しました。

(ページ表記は、南砺都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)

2. パブリックコメントで提出された意見について 0名の方からいただきました。

番号	該当部	意見の概要	意見に対する県の考え方
		なし	

(ページ表記は、南砺都市計画区域マスタープラン(案)のページを表しています。)